

第2章 災害予防計画(平常時の対策)

第1節 地震に強い県土づくりの推進

1 事業計画

- 県及び市町村は、地域の特性に考慮し、地震に強い県土づくりに努める。
- 地震に強い県土づくりを進めるにあたっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、令和5年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、

- ・地震対策緊急整備事業計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

(1) 地震対策緊急整備事業

- ・大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地震財特法」という。)は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。
- ・地震財特法は、昭和55年に5箇年の時限立法として成立したが、その後延長を繰返し、令和元年度から更に5箇年、令和6年度まで延長された。
- ・本県では、地震に強い県土づくりのため、昭和55年度から35箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財特法の延長をふまえ、つぎのとおり整備を図る。

(1)地震対策緊急整備事業					
事業名		実施主体	35箇年(S55-H26)整備計画	40箇年(S55-H31)整備計画	45箇年(S55-R6)整備計画
避難地		県	7箇所 241.2ha	7箇所 280.8ha	7箇所 241.2ha
避難路	街路	県・市	13箇所 5.5km	13箇所 5.5km	22箇所 15.9km
消防用施設		市町村	5,139施設	5,212施設	5,276施設
輸送緊急道路	改築	県・市町村	20路線 58箇所	20路線 58箇所	20路線 70箇所
	橋梁	県	19路線 88箇所	39路線 195箇所	39路線 197箇所
	災害防除	県	14路線 213箇所	15路線 243箇所	16路線 273箇所
福祉施設	木造改築	県・市町村・法人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人
	非木造改築	法人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人
	非木造補強	県・市町村・法人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人
小公立学校	木造改築	市町村	122校	122校	122校
	非木造改築	市町村	54校	58校	61校
	非木造補強	市町村	101校	100校	99校
砂防設備		県	108箇所	185箇所	207箇所
施設保安	予防治山	県	340箇所	380箇所	380箇所
	復旧治山	県	658箇所	843箇所	843箇所
防地すべり施設	農林水産省分	県	7箇所	7箇所	7箇所
	林野庁分	県	45箇所	70箇所	70箇所
	国土交通省分	県	24箇所	27箇所	28箇所
急傾斜地崩壊防止施設		県	170箇所	184箇所	189箇所
ため池		県・市町村	37箇所	42箇所	57箇所

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画

中央防災会議が指摘した南関東直下型地震、糸魚川・静岡構造線をはじめとした、活断層に起因した地震が発生した場合、本県は全域にわたって著しい被害の発生が懸念されていることから、地震防災上緊急に整備すべき施設に関し、地震防災緊急事業5箇年計画により計画的に整備を進める。

事業名	実施主体	5箇年(R3-7)整備計画
消防用施設	市町村・組合	94箇所
緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設	山梨県	50箇所
備蓄倉庫	市町村	4箇所

(3) 防災対策事業

これまでに発生した大規模地震災害の教訓を踏まえ、緊急の課題となっている防災基盤等の整備の円滑な推進を図るため、地方単独事業による「災害に強い安全なまちづくり」を強力に進めるため、公共施設等の耐震化や重点的に実施されるべき防災基盤の整備のため、防災対策事業による整備をすすめる。

2 道路施設等の対策

道路管理者は、交通機関確保を重点に、橋梁の耐震性の強化などの対策を講じているが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進する。

(1) 道路の整備

道路管理者は、地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路管理者は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行なう。

(3) トンネルの整備

道路管理者は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のために、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

(4) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

3 河川・砂防の対策

河川・砂防等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。今後整備する施設についても同基準に適合した施設整備を行う。

(1) 河川・砂防管理施設の整備

定期的な巡視により施設の点検調査を実施し、震度5弱以上の地震発生後直ちに管理施設の点検調査を「河川砂防管理施設点検要領(案)」に基づき行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

(2) 多目的ダム管理

安全点検調査等は常に実施し、また、ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度計が4以上又はダム堤体底部の地震計加速度が25gal以上の地震発生後は、国土交

通省「地震発生後のダム管理施設等点管検実施要領」に基づき、臨時点検を行う。
なお、点検により補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 ため池等の対策

本県のため池の多くは、築造年代が古く経過年数が長いため、老朽化の進行や現行耐震基準を満たしていないため池も存在する。

災害の際に決壊流失すると家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性もあるため、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、老朽化や耐震不足のため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防に万全を期す。

5 土砂災害警戒区域対策

県は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、土砂災害警戒区域について、引き続き実態調査に努める。また、市町村は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努めるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

県は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町村等を指導する。

ア 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等を予め避難対象地区として指定する。

イ 避難収容施設の指定

- ① 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等(以下「避難者」という。)を収容する施設を併せて指定する。
- ② 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。
 - a 地域の実状を踏まえ：耐震・耐火の建築物とすること。
なお、設備(電気、給排水)についても十分配慮すること。
 - b 事前避難対象地区との経路が比較的近距离でかつ安全なこと
 - c 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

ウ 避難路の設定

- ① 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。
- ② 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。
 - a 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。
 - b 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
 - c その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

(2) 地域住民への周知

県及び市町村は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、或いは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

6 液状化災害対策

(1) 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎抗の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行う。

7 市街地の対策

(1) 危険市街地区の解消

区画整理、再開発等の事業を推進し老朽家屋、狭隘道路の解消を図る。

(2) 公園の整備

発災後の避難地としても利用できる公園の整備を図る。

第2節 大震火災対策の推進

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

県及び市町村は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

1 出火予防対策の推進

(1) 建築同意制度の効果的活用

市町村は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進するものとする。

(2) 家庭に対する指導

市町村は、自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

ア 地震防災に関する知識の修得

イ 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進

ウ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ、並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置

エ 防災訓練等への積極的参加の促進

(3) 防火対象物の防火体制の推進

ア 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため市町村は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

イ 防火管理者は消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する指導を行うものとする。

ウ 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

(4) 予防査察の強化指導

市町村は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

市町村は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市町村は、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(6) 危険物取扱者に対する保安教育の推進

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質向上に努める。

(7) 消防設備士教育の推進

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術向上を図るため、定期的に講習を実施し消防設備士の資質向上に努める。

(8) 防火防災思想、知識の普及強化

県及び市町村は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

2 延焼予防対策の推進

(1) 初期消火体制の確立

ア 市町村は、地震直後の初期消火に対応するため、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備するものとする。

また、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

イ 市町村は、耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

ウ 市町村は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、湖沼等の自然水利をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

(2) 消防力等の充実整備

ア 自治体消防力の充実整備

市町村は警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

イ 広域消防応援体制の確立

① 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

県、市町村は、関東各都県間、関東県庁所在都市間、県内市間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。

② 県は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3節 生活関連施設安全対策の推進

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

1 水道施設安全対策の推進

水道事業者は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

(1) 水道水の確保

ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

イ 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

(2) 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽菅は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

(3) 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

(4) 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備(自家用発電機を含む)の整備に努める。

(5) 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、予め必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

(6) 応急給水用機材の備蓄

応急給水義務者である市町村の応急給水活動を支援するため、給水タンク等の整備に努める。

2 下水道施設安全対策の推進

下水道事業者は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

(1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

(2) 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

(3) 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

(4) 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

- (5) 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。また震災時の情報収集及び非常態勢を早期に確立するため、遠隔監視・操作機能の有効活用を図る。
- (6) 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。
- (7) 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。
- (8) 緊急輸送道路の通行確保のため道路上にある下水道マンホールの液状化による浮き上がり防止対策に努める。

3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため次の予防対策を実施するものとする。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出勤体制の確立

4 都市ガス安全対策の推進

都市ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

ア 供給施設

- a 主要導管の耐震化
- b 導管網のブロック化
- c マイコンメーターの普及拡大
- d 移動式ガス発生設備の整備

イ 製造施設

- a 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置
- b 防火、消火施設の充実
- c 保安電力の確保

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

- ア 応急復旧用資機材、食糧、医療品等の確認、点検及び整備を図る。
- イ 通信施設の整備を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出勤体制の確立

(4) ガス使用者に対する周知

- ア ガス使用者への注意事項の周知
- イ 広報体制の確立

5 ガス小売事業(旧簡易ガス)安全対策の推進

ガス小売事業者(旧簡易ガス)は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然

に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- ウ 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

(2) 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

(3) 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

6 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- イ 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- ウ 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- エ 保安要員の確保

(2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- ア 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- イ 応急用資機材、工具類の整備

(3) 消費先の安全確保

- ア 容器転倒防止措置の強化
- イ 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- ウ 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- エ 消費者との通報連絡体制を整える。

7 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 電気通信施設の耐震化
- イ 主要伝送路の多ルート・分散化

(2) 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- ア 災害時優先電話の確保
- イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

(3) 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

(4) 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- ア 車載型衛星通信地球局
- イ 非常用移動電話局装置
- ウ 移動電源車及び可搬型電源装置
- エ 応急復旧ケーブル
- オ 特殊車両

(5) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時の出動体制の確立
- ウ 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

8 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。
 - a 橋梁の維持、補修
 - b のり面、土留の維持及び改良強化
 - c トンネルの維持、補修及び改良強化
 - d 建設設備の維持、補修
 - e 通信設備の維持

イ 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

ウ 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

(2) 防災資機材の整備

- ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- イ 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出動体制の確立

第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進

1 建築物の耐震計画

県及び市町村は、地震による建築物の倒壊等の被害を防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修促進計画を策定し、この計画に基づき耐震化を促進する。

(1) 一般建築物の耐震性向上

- ア 簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。
- イ 建築住宅課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進する。
- ウ 無料耐震診断の実施（対象 昭和56年5月以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅）
- エ 耐震改修工事等への補助（対象 ウによる耐震診断の結果に基づいて行う耐震改

修工事等)

(2) 公共建築物の耐震性の向上

ア 県有建築物等

県は、建築基準法で規定されている現行の耐震基準（以下この章において「現行耐震基準」という。）以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

（平成 27 年度末で特定建築物に該当する県有施設の耐震化率は 100%）

イ 市町村有建築物等

市町村は、「市町村耐震改修促進計画」に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

(3) 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

2 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、県、市町村は下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

3 既存建築物防災対策

(1) 建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度を周知徹底することにより既存建築物防災対策の推進を図る。

(2) 対象建築物は、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度の対象建築物とする。

(3) 報告の内容は、次の事項とする。

ア 調査及び検査の状況

イ 敷地及び地盤の状況

ウ 建築物の外部の状況

エ 屋上及び屋根の状況

オ 建築物の内部の状況

カ 避難施設等の状況

キ 石綿を添加した建築材料の調査状況

ク 耐震診断及び耐震改修の調査状況

ケ 建築物等に係る不具合等の状況

(4) 定期報告制度の周知を図るため、関係団体の参加を含めた体制整備を図る。

4 地方税法に基づく課税標準の特例の活用

(1) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例

ア 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例

対象地域	当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が以下のいずれかのエリア内であること。 ①南海トラフ地震防災対策推進地域 ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 ③首都直下地震緊急対策区域
対象者	青色申告を行う法人又は個人事業者で、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等
特例の対象になる資産	①緊急地震速報装置(同時に設置する専用の報知装置を含む。) ②緊急遮断装置(①と同時に設置する場合。) ③感震装置(①②と同時に設置する場合。)

イ 特例の内容

対象資産	令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間内に取得した設備
課税標準の特例	課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税について、課税標準を2/3に減額

5 公共施設等災害予防対策

(1) 老朽建築物の改築促進

ア 老朽度の著しい建物については、国又は県の整備計画に併せて改築の促進を図る。
改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。

イ 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

(2) 県有施設の耐震診断

県立学校については、非構造部材の落下防止対策を引き続き実施し、避難所機能の確保を図る。

※ 県有建物の内、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号で規定する、昭和56年5月以前に着工した「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物」で一定規模以上のものについては、全ての建物で耐震性があることを確認した。

(3) 建物以外の施設の補強及び整備

ア 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

イ 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく

(4) 市町村公共施設の災害予防対策の推進

市町村がそれぞれの地域における公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進について県の公共施設防災計画に準じて実施するよう、助言、指導する。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市町村に対し、公立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策

の推進について、普及・啓発をする。

(5) 私立学校の耐震化の促進

県は、私立学校に対して耐震化の必要性について、周知、啓発を図るなど、児童、生徒等の安全を確保するため、耐震化を促進する。

(6) 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

(7) その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

6 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

(1) 県及び市町村は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- ア 施設の耐震化の促進
- イ 緊急措置作成に対する指導
- ウ 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- エ 地震防災教育、訓練の充実

(2) 事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- ア 自衛消防組織の充実強化
- イ 防災資機材の整備充実

7 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。

第5節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1 県立防災安全センター及び各地方連絡本部等の拡充

(1) 広域救援活動拠点の整備

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の啓発と防災教育のための施設であるとともに、大規模災害時の防災対策資機材や生活必需品を備蓄し、広域的な救援活動の拠点としての機能を果たす。

県立防災安全センターが、大規模災害時の拠点として機能できるよう、備蓄資機材等の内容に常に検討を加え、必要な物資を備蓄するとともに、各種訓練等で積極的に利用し、非常時に適切な運用が図れるよう努める。

(2) 地方連絡本部（地域県民センター等）

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害時に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

(3) 消防防災航空基地

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能を強化する。

2 防災資機材の整備

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。

(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関等

「第1編 総則―第2章 災害予防計画―第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充―2 防災資機材の整備―(1)点検整備を要する主な防災資機材と保管機関」を準用する。

(2) 点検内容

ア 資機材等

・規格ごとの数量の確認 ・不良品の取替 ・薬剤等の効果測定 ・その他

イ 機械類

・不良箇所の有無及び故障の整備 ・不良部品の取替 ・機能試験の実施
・その他

(3) 市町村との連携強化

市町村の備蓄資機材等と県立防災安全センター及び各地方連絡本部の備蓄資機材等の調整を図りながら効果的な応急対策が実施できるよう、予め県、市町村、日赤等の備蓄資機材等を相互に明確にする。

3 緊急地震速報通信設備の整備

県及び市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信設備の充実を図るよう努める。

第6節 広域応援体制の確立

1 県

- (1) 災害発生時には、広域的な関係機関の連携体制が必要であることから、現在、締結している相互応援協定の内容を見直し充実するとともに、全国の自治体との相互応援協定の締結に努めるなど、平常時からの連携強化を図る。
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材等の相互利用に関する応援体制の充実に努める。
- (3) 県内市町村及び消防本部間で締結している消防応援協定について、地震等大規模災害に対応できるよう内容の見直しを指導する。
- (4) 様々な災害の発生を想定し、必要な応援協定の内容等について研究を進め、市町村に対し適切は情報提供を行う。
- (5) 災害時に効果的な応援体制ができるよう、必要に応じて訓練を実施する。

2 市町村

- (1) 関東県庁所在都市間、県内市町村間で締結している相互応援協定の内容充実、具体化に努めるものとする。
- (2) 市町村長は、近隣市町村及び県内市町村による応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるものとする。
- (3) 関東近県の都市及び友好関係にある都市等との震災時の相互応援協定の締結の促進など、広域的な連携強化を図る。

3 県と自衛隊との連携体制

- (1) 県と自衛隊は、平常時から連携体制の強化とを図るものとする。
- (2) 自衛隊への派遣要請は、「自衛隊出動要請マニュアル」により要請する。

4 その他

具体的な対策は本編第3章第3節広域応援体制参照

第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

1 防災知識の普及・教育

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に県、市町村職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

(1) 県職員に対する教育

県は、「職員災害対応ハンドブック」を作成し、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識や心構えなどの普及啓発を図る。

ア 地震に対する基礎知識

イ 東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、警戒宣言の性格、及びこれに基づきとられる措置の内容

ウ 県が実施している地震対策

エ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識

オ 職員が果たすべき役割(職員の初動体制と任務分担等)

カ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記エ・オ、又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

(2) 市町村及び防災関係機関の職員に対する教育

市町村及び防災関係機関は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

なお、県は、必要に応じて、研修会等への支援を行うものとする。

ア 地震に対する基礎知識

イ 東海地震と地震予知、警戒宣言、南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達

ウ 各機関が実施している地震対策と課題

エ 地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識(職員の動員体制、任務分担等)については、年度当初に職員に周知徹底する。

オ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

(3) 住民に対する防災知識の普及・教育

県及び市町村は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

ア 啓発の方法

- ① 広報紙の活用、ハザードマップなど、防災関係資料の作成・配布
- ② ハローページ（NTT電話帳）を活用した「レッド・ページ」の作成
- ③ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ④ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- ⑤ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導
- ⑥ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

イ 啓発の内容

- ① 東海地震、南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
- ② 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ③ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報の性格及び、情報の正確な入手方法
- ④ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- ⑤ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- ⑥ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等、平常時における準備
- ⑦ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ⑧ 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ⑨ 過去の災害に係る教訓

(4) 幼児、児童、生徒等に対する教育

県及び市町村は、幼児、児童、生徒に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、南海トラフ地震に関連する情報時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

(5) 自動車運転手等に対する防災知識の普及

県警察は、自動車の運転手及び使用者に対し、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、南海トラフ地震に関連する情報における自動車の運行措置について、運転免許更新時等の機会に防災教育を実施する。

(6) 防災関係機関による防災知識の普及

鉄道、通信、高速道路、電力、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図るものとする。

(7) 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取

組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

国〔内閣府、経済産業省等〕、地方公共団体及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

(8) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、

- ① 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる
 - ② 道路が遮断され、消防活動等が困難になる
 - ③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される
 - ④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる
- 等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このような状況のなかで、被害の防止や軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要となる。そこで県及び市町村は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成された自主防災組織の充実強化を推進する。

(1) 自主防災組織の構成及び活動

ア 構成と災害時の活動

自治会、町内会、地区等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するか、概ね次のとおりとする。また、自主防災組織への女性の参画の促進に努める。

会	総務班	全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握
	情報班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	消火班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
長	救出・救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて避難地への迅速、安全な避難
	給食・給水班	飲料水、非常食品の確保、炊き出し

イ 平常時の活動

地域防災リーダーを中心に、防災知識の普及、防災訓練、地域の危険物の点検、

災害危険箇所の調査、防災資機材の備蓄、防災倉庫の整備、防災マップの作成・配布等を行い、地域の防災力の向上を図る。

(2) 県及び市町村の指導

ア 県と市町村とは連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

イ 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

ウ 市町村は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

エ 市町村は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

第8節 災害ボランティア活動環境の整備

阪神・淡路大震災において、災害ボランティアの活動が地震災害の軽減に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

災害ボランティアは、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

現在、山梨県社会福祉協議会及び日本赤十字社山梨県支部において、災害ボランティアの育成が行なわれているが、引き続き山梨県社会福祉協議会や山梨県ボランティア協会等との連携のもと育成強化に努めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、その活動環境の整備を図る。

また、県は、市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努めるとともに、平常時の登録、研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、市町村社会福祉協議会等との連携を強化していくとともに、県災害救援ボランティア本部の運営本部体制を構築する。

なお、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割を次のとおりとする。

1 県

災害発生時にボランティア関係機関団体連絡会議を招集

2 山梨県社会福祉協議会

- (1) 山梨県災害救援ボランティア本部の設置運営
- (2) 市町村社会福祉協議会との連絡調整
 - ・市町村災害ボランティアセンターの組織整備支援
- (3) ボランティアの総合受付、連絡調整
 - ・市町村社会福祉協議会支援を通じた県内のボランティア養成と登録
 - ・ボランティアに対する被災地ニーズの連絡調整
- (4) 被災地の災害状況等の情報提供
- (5) ボランティア活動に関する連絡調整
 - ・コーディネーターの養成と登録
 - ・災害救援ボランティアのネットワークづくり

3 山梨県共同募金会

- (1) 義援金の募集

4 日本赤十字社山梨県支部

- (1) 災害ボランティアの登録・研修
- (2) 災害発生時の災害ボランティア(主に救護活動を行う)の受け入れ
- (3) 災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成
- (4) 義援金の募集

5 山梨県障害者福祉協会

- (1) 各団体代表者等による検討会及び研修会の開催
- (2) 障害者団体の連絡網の整備
- (3) 災害発生時の障害者情報の伝達

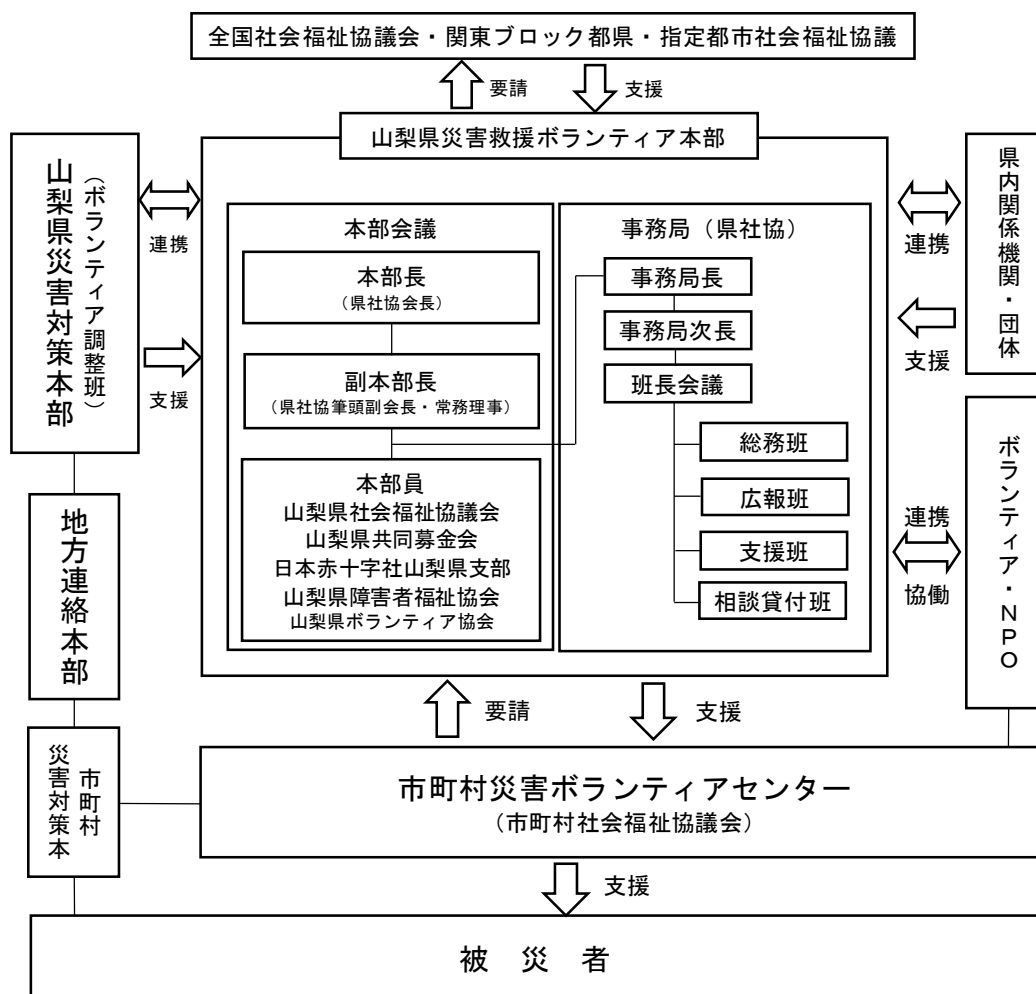
6 山梨県ボランティア協会

- (1) 市民の防災意識の啓発(備えなど)
- (2) 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり
- (3) ボランティア・NPOの研修、訓練
- (4) 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブのネットワークづくり(交流・研修・通信訓練)

<災害時には>

- (5) 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブとの連携による情報収集
- (6) 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信(全国民間ボランティア推進団体等)
- (7) ボランティア・NPOのコーディネートなどの支援
- (8) 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携

山梨県災害救援ボランティア本部組織



第9節 防災訓練の実施

県は、国、周辺都県、市町村、学校、自主防災組織及びその他防災関係機関等と連携して、次のような訓練を実施し、東海地震を含む南海トラフ地震、南関東地域直下型地震、活断層による地震等突発的に発生する地震などに対して万全を期す。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、訓練後には事後評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

さらに、随時図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

1 総合防災訓練(南海トラフ地震)の実施

中央防災会議の実施する総合防災訓練に併せて、南海トラフ地震に関連する情報の発表及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な

総合訓練を実施し、国、県、市町村、各防災関係機関、自主防災組織等がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

(1) 実施日 9月1日を中心とする「防災週間」中、等

(2) 訓練項目

南海トラフ地震臨時情報から地震発生後の各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策の実施。

- ・南海トラフ地震臨時情報などの関係部局、地域県民センター、市町村及び防災関係機関への伝達訓練
- ・地震防災応急対策の実施と、各機関における実施情報収集訓練
- ・県各部局、防災関係機関による地震防災応急対策の実施について協議する地震災害警戒本部の運営訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

2 山梨県地震防災訓練(南海トラフ地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)のように突発的に発生する直下型地震等を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の実施、また防災関係機関による実動訓練等を中心とした地震防災訓練の実施。

(1) 実施機関等 県、市町村、防災関係機関、自主防災組織

(2) 実施時期 10月下旬～11月

(3) 訓練項目

突発的に発生する地震等に対する初動体制の確立、被害状況等各種情報の収集伝達、各種災害応急対策の実施、発災時に県各部局、出先機関、市町村及び防災関係機関等がとるべき応急対策の実施

- ・初動体制職員の非常参集、情報の受伝達訓練
- ・ヘリコプターによる上空偵察、幹部職員の緊急移動訓練
- ・防災行政無線を活用した市町村、県各出先機関との被害状況等の情報収集、伝達訓練
- ・県各部局による被害状況の報告と、災害応急対策の実施運営訓練
- ・通信衛星などを活用した広域的な応援要請実施訓練
- ・被災地の状況に迅速に対応するための現地災害対策本部の設置運営訓練
- ・防災関係機関等による応急復旧などの実動訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

3 山静神合同防災訓練

山梨県、静岡県、神奈川県が協力し広域応援活動を円滑に実施するとともに、相互の情報受伝達体制の確立、関係防災機関と連携した災害応急対策に習熟するための地震防災訓練を実施する。

(1) 実施機関等 山梨県、静岡県、神奈川県、市町村、防災関係機関

(2) 実施時期 1月中旬

(3) 訓練項目

初動体制の確立、被害状況の把握と情報受伝達、広域応援体制の確立、関係機関の災害応急対策の調整の実施等

- ・通信衛星を利用した三県の情報受伝達訓練
- ・通信衛星を利用した三県の広域応援要請訓練
- ・各県による三県の被災地への道路啓開訓練
- ・陸上と航空による三県の物資等輸送訓練
- ・連携した災害応急対策を実施するための合同調整所の設置運営訓練

4 個別防災訓練

県は市町村及び防災関係機関、自主防災組織等と連携し、重点的に実施する必要のある項目について、個別防災訓練を実施する。

(1) 職員の動員、本部運営訓練

- ・勤務時間外における突発地震の発生を想定し、予め指名されている初動体制職員による非常参集及び、情報の収集伝達、本部体制の確立訓練
- ・勤務時間外に東海地震に関連する情報が発表されたことを想定し、職員の非常参集、防災関係機関等への情報等の伝達訓練

(2) 情報の収集伝達訓練

- ・防災行政無線を活用した
 - a 市町村→県出先機関→各部局幹事課→県本部
 - b 市町村→地方連絡本部→県本部等の様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
- ・初動体制職員による情報の収集伝達訓練

(3) 警備及び交通規制訓練

- ・緊急輸送道路確保のため、県警と連携をとりつつ実施

(4) 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

- ・特定の地域県民センター管内において、市町村と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難指示の実施、また消防団等による消防相互応援等を含む訓練

5 非常通信訓練

県は、市町村及び関東地方非常通信協議会と協議し、有線途絶の事態に備えて非常通信訓練を実施する。

第10節 要配慮者対策の推進

1 社会福祉施設対策の推進

県及び市町村は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる要配慮者であることから、予防査察等の機会を利用して次の対策を指導する。

(1) 防災設備等の整備

施設の災害に対する安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備え、非常食糧等の備蓄を3日分程度行う。また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(2) 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、予め地震防災応急計画に基づき、地震防災対策委員会及び地震防災活動隊を組織し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に夜間は悪条件が重なることから、予め消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

また、市町村との連携のもと、近隣住民やボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を、年2回以上実施する。

2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定版）」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（18年3月改訂版）」等に基づき、市町村は、「要配慮者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

(1) 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

ア 福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。

イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。

ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

エ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

ア 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して避難行動要支援者を把握するものとする。

なお、市町村は、市町村防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するものとする。

イ 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。

ウ 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や、市町村長の判断で出す「高齢者等避難」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

(3) 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

ア 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

イ 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。

ウ 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

エ 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。

オ 地域のニーズに応じた必要数の充足に努めることとする。

(4) 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市町村は、救助の必要な一人暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。

(5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市町村は、在宅高齢者や障害者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、障害者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立

に努めるものとする。

地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

(6) 避難所における対応

市町村は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(7) 被災者への情報伝達活動

市町村は、被災者のニーズを把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

(8) 応急仮設住宅

市町村は、応急仮設住宅への収容に当たって、高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

3 外国人及び観光客対策

災害に対して知識が乏しくかつ日本語の理解も十分でない外国人や地理に不案内な観光客に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図る。

4 乳幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制を予め明確にし、幼児、児童、生徒に対して、実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 応急、活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

- ① 地震災害発生時の行動マニュアル
発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児児童生徒の生命と身体の安全を確保する。
- ② 学校の地震災害対策組織
多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。
勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう予め災害対策応急要員を指名する。
電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。
- ③ 幼児児童生徒の安全対策
在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策を予め明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。
- ④ 教育活動の再開に向けて
学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児児童生徒及び教職員の安否確認を行い早期に教育活動が再開できるよう努める。
- ⑤ 避難所としての学校の対応の在り方
学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その

運営についても支援する必要があることから、市町村の防災関係機関等と連携して避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

(2) 地震に関する防災教育

幼児、児童、生徒等への地震に関する防災教育を次により推進する。

- ① 児童生徒に対する地震に関する防災教育の基本的な考え方
状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。
- ② 地震防災に関する教職員の研修のあり方
災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。
- ③ 地震に関する防災教育の指導内容の概要
 - ・各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
 - ・防災ボランティア活動の進め方
 - ・応急救護、看護の実践的学習
 - ・防災訓練のあり方
 - ・地域への理解、家庭や地域との連携

第 1 1 節 調査研究の推進

1 被害想定等調査結果

本県では、地盤地質調査等を実施するとともに、関東地震、東海地震等が発生したときの被害想定調査を実施してきたが、その経過は次のとおりである。

昭和 49 年	「山梨県地震災害予想(市分)」	関東地震を想定した調査
昭和 50 年	「山梨県地震災害予想(町村分)」	関東地震を想定した調査
昭和 52 年	「山梨県地盤液状化予想調査」	盆地部中心の調査
昭和 55 年	「山梨県における東海地震による震害予想調査」	東海地震を想定した調査
昭和 55 年	「山梨県地盤地質調査」	昭和 52 年の調査に地質住伏図、卓越周期分布等を加えたもの
平成 3 年	「山梨県地震防災対策基礎調査」	東海地震、関東地震、県東部地震を想定した調査
平成 6 年	「山梨県地震防災対策基礎調査」	南関東直下型地震を想定した調査
平成 7 年	「山梨県地震被害想定調査」	東海地震、南関東直下型地震、活断層に起因する地震を想定した調査
平成 13～15 年	「甲府盆地地下構造調査」	甲府盆地の堆積状況と地震波の伝播特性を調査
平成 17 年	「山梨県東海地震被害想定調査」	東海地震を想定した調査
令和 3～5 年	「山梨県地震被害想定調査」	南海トラフ地震、首都直下地震、活断層に起因する地震を想定した調査

2 今後の課題

(1) 被害想定調査の実施

地震防災対策を推進するうえで、被害想定は対策の課題等を明確にするうえで非常に有効である。

(2) 分りやすい資料の作成

過去の調査結果等を分りやすく、また利用しやすい資料として編集し、各部局等で

の各種防災対策の推進にあたっての参考資料として活用できるようにする。

また、過去の地震被害等について、児童生徒等に利用できる教材化など、様々な利用方法について検討を進める。